

07/11/29 第32回厚生科学審議会感染症分科会議事録の掲載

厚生科学審議会感染症分科会
第32回議事録

厚生労働省健康局結核感染症課

第32回厚生科学審議会感染症分科会
議事次第

日時：平成19年11月29日（木）10:00～11:43
場所：厚生労働省 共用第6会議室

- 1 開 会
- 2 議 題

1）今後の新型インフルエンザ対策について

2）麻しんに関する特定感染症予防指針の策定について

3）その他
- 3 閉 会

（議事内容）
○三宅補佐 では、定刻の10時になりましたので、これより第32回「厚生科学審議会感染症分科会」を開会いたします。
委員の皆様方には、御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。
本日は「1）今後の新型インフルエンザ対策について」及び「麻しんに関する特定感染症予防指針の策定について」につきまして、御議論をいただきたいと考えております。
それでは、本分科会の開催に当たりまして、宮坂審議官よりごあいさつを申し上げます。
○宮坂審議官 おはようございます。官房審議官と健康局を兼務しております、宮坂と申します。今、事務局の方から話がございましたが、師走を目の前に11月中2回目の開催ということで、大変御多用中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。
ただいまお話がございましたように、本日は新型インフルエンザにつきましの御議論の2回目、11月2日に続いての御議論ということでございます。非常に感染症法は昨年も法律改正をいたしまして、法律改正が続いているわけですが、やはり時宜を得た改正というものが必要となろうかと思っております。その内容につきまして、ここでの御議論を踏まえまして、適切な法改正をしたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。
インフルエンザの問い合わせが非常に多うございす。どうして冬になるとインフルエンザという話になるんですか？
今、事務局長の方から話があったように、今年度はまた麻しんの話がきつと出てくるということで、やはり今年の反省を踏まえまして、これについて御議論を踏まえまして、麻しんにつきましの予防指針の策定という後ほど御報告があると思いますが、11月16日でございますが、新型インフルエンザの3回目の訓練というところで、新聞にも報道されまして、今回は千葉県にも御参加をいただきまして、成田空港で現地での予防について訓練をしたところでございます。
ただ、いろいろな反省点はこれからきちんと検証していくということといたしまして、その概要について御報告をさせていただきます。ここでの御議論を踏まえまして、我々としても積極的に感染症予防のための対策に万全を期してまいりたいと思ひます。
○三宅補佐 それでは、これからのご進行につきましては、宮村会長、よろしくお願ひいたします。
○宮村会長 それでは、皆さん、本日はよろしくお願ひいたします。
今日の会議の進行でございますけれども、お手元の議事次第に沿って肅々とやってまいりたいと思ひます。
まず、事務局より資料の確認を行っていただいた後、資料の説明をしていただきます。
それでは、資料の確認につきまして、事務局の方、よろしくお願ひいたします。
○三宅補佐 資料の確認をさせていただきます。1ページ目が表紙で議事次第でございます。開けまして、全部で4つのホチキスでとめてあるものがございす。
資料1「新型インフルエンザ対策の充実について（案）」。
資料2「麻しんに関する特定感染症予防指針の概要（案）」。
資料3-1「新型インフルエンザ対応総合訓練の実施状況について」。プレスリリースでございす。
資料3-2「第3回新型インフルエンザ対応総合訓練計画」。
以上でございます。
○宮村会長 よろしいでしょうか。
それでは、まず議題1の今後の新型インフルエンザについて、まず事務局より御説明ください。
○安里補佐 それでは、結核感染症課で課長補佐をしております安里ですが、私の方から資料の説明をさせていただきます。
資料1をごらんいただければと思ひます。今回御議論していただくに当たり、前回の第31回の会議資料を参考資料として配付させていただいておりますので、適宜御参照いただければと思ひます。
資料1ですが「新型インフルエンザ対策の充実について（案）」と題しまして、本分科会の意見をとりまとめる形をつくってまいりました。前文の方に政府の行動計画やガイドラインを踏まえて、一層の充実を図るために対策を講じるべきであるという全体の流れを書いてございす。
記の以下に7点に分かれて会議としての意見を書き、それぞれに前回の会議の中でいろんな御議論をいただきましたので、その点を説明書きとして付け加えさせていただくという構成にしております。
資料の5ページ目に東海林委員から提出された意見を配付させていただいておりますが、こちらは委員の先生方皆様に事前にこの「新型インフルエンザ対策の充実について（案）」をお配りをして、欠席される方には、もし御意見がありましたらお寄せくださいという依頼をしたものに対する回答です。
東海林委員の方からは、新型インフルエンザ対策の充実について、麻しんの特定感染症予防指針の概要について、両方とも意見としてはなく、賛成ですといただいております。ただ、新型インフルエンザ対策につきまして、質問が2点寄せられておりますので、ここで資料の全体の説明の前に御説明をさせていただきます。
1点目ですが、国内発生時の対応として感染のおそれがある者に対して、知事が健康状態の報告はすべて行うのか。括弧書きとして、新型インフルエンザは感染力が強く、待機時間のないうちにまん延するとなれば、感染が広がった時点では個人の健康状況報告は難しいのではないかとという質問が1点寄せられております。
こちらに対する回答を先にさせていただきますが、今回の意見として、国内発生時に感染のおそれがあるものに対しては、都道府県知事が健康状態の報告を要請できるという規制を盛り込んでほしいというのを案の方にいれ込んでございす。感染法全体として、当然その感染症のまん延防止のために必要な場合にさまざまな措置を行うとしておりますので、東海林委員が恐らく疑問に思われている、またたきに広がつた場合というようなときに、個人の情報報告は難しいのではないかとありますが、そういう形でまたたきに広がってしまった場合には、逆にその個人の状況を逐次把握してまん延防止のための必要性は乏しいという状況も当然あると思ひますので、どの範囲で健康状態の報告を要請するのかというのは、その流行状況ですとか、そうした状況に合せて変化し得るものだと考えております。
質問の2点目ですが、予防接種された対象者の服薬や健康状態の確認は、対象者宅訪問を原則にして、電話やeメールなどにより状況確認もあり得るのではないかと。括弧書きで、対象者が多い場合には担当職員が訪問に合わないという質問をいただいております。
こちらでも予防接種というのは、今、政府の行動計画に沿いまして、患者さんの濃厚接触者の方にはまん延防止をするために、薬を前もって飲んでもらって発症を抑える。発症した場合にも、その状態を軽くするというのをねらうということになっておりますが、当然、予防接種をする場合には、薬を飲むことを徹底していただきたいので、原則としては対象者宅の訪問だとは思ひますが、そちらも勿論現場の事務体制等がありますので、それに加えて毎日行くのではなく、電話

[illegible]

https://www.mhlw.go.jp/content/shingi___2007___11___txt___s1129-1.txt

ただ、一定程度進んできましたときには、逐次ではなくて悪化したときのみになるのかもしれない
○思っておりますが、それもまた状況を見ながらやっていくことになるのをごさいます
○国代会長としては、これも随分幅のあやうなことをしているわけですから、例
えば説明のところで少しモディフィケーションをかけていくようなことが必要かと思いま

[illegible]

染だてと將
感んいたが、
核のいつす
結ばうんか。
ででんよんか。
中話エ、なや
法くるふたし
疫でんすはい
検出でるし
在に型うつし
は、今必要いよ
現すのが方が
いは、そのど
ては、自これた
つ分、外でお
部に、場
核うすかのこ
結いとくに
が、ときずみ
携行で、今
連で請う仕
した要らな
まの親の限う
り所同報ざる
が、例で康平読
示ば状態込め
拳検せ思ひ込
が、例健康平読
核。す何にか
ど、結ばま型に
どう、います新
じ、おんつによ
長てう思よ同
会補つ思とは
宮里なとも同
○にうける来

[illegible]

それは意見と正しく、おいていただく、ほかのいろいろな対策に生かしていただく。将来、感染症法
のさいえなでなく、そのとて、そのうで、必要があれば、またそこはそれで見ていくという形を取ら
せていただく、ということ、

○加藤委員 了解しましたら、新設インフルエンザ対策のとき、対症療法で検査できるものをいえるところ、もうひとつ、例えば、そのほかの政令みたいな形で、いかないうふうにするか、意見書の中に入れていただくことは可能でしょうか。

[illegible][illegible][illegible]

○宮村会長 このことは必要なので、例えば「その他」のところにコメントを加えておくというのはいくらでも、是非やってほしいと思いますけれども、いかがですか。

○山川委員 今、日本では出入国手続と検疫ができる箇所というのは、海と空と両方で幾つあるんですか。

○事務局 検疫所自体は13あり、08あります。それは無人の出張所等も含めておりますので、本所と言われるのが13、それ以上は2空港です。空港は、この法の改正とかそういうハードのところ以外に、これの宮村会長が今、その飯沼委員のコメントは、この法の改正とかそういうハードのところ以外に、これを本に当てるという資源を国は、本に支えていくことをこの分科会として、その他として検討をしましうと提言なんです。

○倉田委員 これは当然あってもいいと思いますね。それから、検査の問題ですが、これは必ず第一番にそれがどうかどうかと検査をしなければいけないですね。今のような格好でいると、できないところがいっぱい出てくるわけです。

これはやはりきちんと間違えないものであるということ、やはり近くの検疫所もさることながら、全国には76の衛生研究所がありますから、そういうところと連携しないと、病院単位では行

ね。その間に先生と看護師がいたらいい話にはならないので、さっき私が言ったことも含めて、そういう体制をとるのにも全部どういうふうにも盛り込んで結構ですが、支援をするところがないとまずまず困ります。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

今回のこの会議でも御説明をいたしましたけれども、今回の訓練はフェーズ4～6まで、新型インフルエンザの実施という段階から患者が増え、パンデミック状態に至ったところまでの一連の訓練の部分について、特に重点を置かせていただきました。パンデミックが起きた際の対応ということで、フェーズ6のときでも、それのどのように対応をするかということも、今回の訓練は3回目になりますけれども、初めて行われるのでございます。

訓練に局があまりしては、大ざくらかに訓練。これは先ほど御質問がございましたけれども、内閣官房に事務局が設けられて、求めるといふもの。また、成田空港検疫所及び千葉県におきましては、実際に患者が発生したことを想定した実動訓練、患者の搬送、医療対応等の実動訓練の実施をやらせておられます。

資料3-1を前にいただければと思います。今回の訓練は先ほど申しましたように、11月16日金曜日の午前8時から10分間に開かれ、官邸の大会議室におきまして、新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議を開催をされまして、今回訓練の統括官を務められた内閣官房長官から訓練の開始が宣言されました。

その後、午前9時から内閣官房より今回参加をした関係省庁対策会議の構成員であり20府省庁及び千葉県に対してシナリオに沿った訓練課題による机上訓練が行われたわけでございます。

そのような課題が提出されたかにつきましては、資料3-1の別添にありますけれども、6つのそれぞれのシナリオごとにシナリオ(1)～(6)と。それぞれのシナリオはこの黄色い冊子にありますけれども、シナリオごとに課題を提示しております。

今回これら6つのシナリオを併せまして、62課題が1時間おきに各関係府省庁に提示をされまして、2時間以内に回答するという形で進められました。また、先ほど申しましたように、千葉県及び成田空港検疫所におきましては、患者発生を想定した医療機関への患者搬送でありますとか、接触者等に対する疫学調査などの実動訓練が行われました。いずれに訓練におきましても大きな混乱はなく終了すると思っております。

また、17時に訓練が終了いたしましたけれども、終了後、関係省庁の対策会議の幹事会を開催いたしまして、各府省庁から訓練の対応状況について意見交換をいたしました。今回の訓練の特に課題に対する回答状況につきましては、今後おおむね1か月後にとりまとめをしまして、公表することを予定をしております。

先ほど御質問にもありましたが、今回の訓練の課題については、あくまでも訓練を統括する内閣官房において各府省庁に対して関係すると思われる想定する課題が提示されたものでございまして、課題については、例えば先ほど倉田委員の方からもお話がありまして、発生したときに航空機等については、例えば国土交通省とか外務省とか、いろんな複数の省庁に関係するので、検討がまだ十分に煮詰まっていなくて、そういう煮詰まってい点等について、今後検討していくことが意図として出されております。

先ほど申しましたように、今後1か月後をめどに訓練課題の回答状況を取りまとめて公表しますが、それと併せまして、今回訓練において表出された課題につきまして、各府省庁、政府全体として対応していく予定です。

以上でございます。

○宮村会長 ありがとうございます。前回行われた訓練の御報告でありました。

坂谷委員、どうぞ。

○坂谷委員 先ほど言っていましたので、それ以上のことはないんですが、先ほどの対策の充実についての「その他」の事項に、今回の話は水際作戦のことが主でありましたけれども、もっと広く広がった場合に医療体制についてのもう少しの整備とか、そういうことについても「その他」の部分に書いていただければありがたいと思った次第です。

その例文としましては、資料3-1の先ほど言いましたシナリオ(5)に関する課題のところに書かれています。これは最もだと思っております。

○宮村会長 ありがとうございます。ほかにこの訓練計画の御報告についてコメントはございますか。

事務局の安里さん、どうぞ。

○安里補佐 坂谷委員が盛り込むべきだと言っている点を確認したいんですが、シナリオ(5)に関する課題、厚生労働省は上から2～4目目の3点記載されてございますが、先ほどの医療機関の話をする間、すくなくとも全国の都道府県において、患者の入院病床の確保が困難になりつつある場合ですとか、医療機関が占拠するべきだということを意見書に入れておくという御趣旨でよろしいでしょうか。

○坂谷委員 いいと思います。

○安里補佐 ありがとうございます。

○宮村会長 ありがとうございます。

それでは、今日準備をいたしました討論事項は一応終了いたしましたけれども、特に最初の新型インフルエンザ対策についての幾つかいただきましたコメントを踏まえて、修正文をまとめます。

それをまた先生方に検討していただきます。

それでは、時間が少し早かったですが、スムーズにおわりました。

南委員、どうぞ。

○南委員 麻しんのところで、このことと直接には関係ないんですが、国内にかなり外国人で子どもさんも育てている方がいます。私はたまたま留学生のことをずっと見てきていて、日本で出産する留学生とか研究者とか、それがいいかどうかはともかく、日本は非常に医療がいいからという予防接種に関する情報が日本語であるのと比べると、外国語で書かれたものは非常に少なく、予防接種に関する情報が外国人に対してわたっていないということがここ何年か懸念されるので、どうも問い合わせを受けたり、英語にできると思うんですが、やはり日本でせいかくいい制度をつくるのでしたら、それをなるべく日本にいるほかの国の人にも享受できるようにしていただきたい。新型インフルエンザの情報なども国内にいる外国人は非常に知りたいところだと思いますので、よろしくお願ひします。

○宮村会長 それはよろしくお願ひします。

○三宅補佐 英語等や外国語ですが、今、新型インフルエンザ対策について、目の見えない方に点字のものをつくる情報提供というものは、今後とも提供に努めてまいりたいと思います。

○宮村会長 それでは、今日の分科会をこれにて終了いたします。御協力ありがとうございます。

(以上)

(照会)

厚生労働省健康局結核感染症課情報管理係
(内) 2380
TEL 03-5253-1111